

令和8年度

事業計画書

公益財団法人 日本税務研究センター

当センターは、日本税理士会連合会（以下「日税連」と略称）と全国税理士共栄会が共同して昭和 59 年 9 月 17 日に大蔵大臣（当時）の許可を受けて設立され 40 年を超える歴史があるが、長い年月の経過もあり、設立の経緯を知らない者が多くを占めつつある。また、社会経済状況など当センターを取り巻く環境も大きく変化している。

このような中で、当センターは、定款第 3 条に掲げる事業目的である「この法人は、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究、資料情報の収集を行い、それらを広く一般に公表することにより、わが国の申告納税制度の発展進歩及び普及啓蒙に資するとともに、国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与することを目的とする。」との民間による公益の達成を推進するために各種事業を着実に遂行する。

一 租税判例集の出版

当センターでは、これまでに「最新租税基本判例 80」、「最新租税判例 60」（創立 25 周年記念号）、「最新租税基本判例 70」（創立 30 周年記念号）、「最新租税基本判例 70」（創立 35 周年記念号）の 4 冊の判例集を出版しているが、いずれも各界から高い評価を得ている。

そこで、これらの続編として、令和元年からの約 5 年間にわたる重要租税判例を中心に精選し、解説を加えた判例集を編纂し、創立 40 周年記念判例集として発刊する。

二 公 1 事業（租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究並びにその成果の公表）

I 研究事業

1. 学術的調査研究会等の主宰・運営

租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究を行うため、共同研究会及び租税法事例研究会を設置し、原則として法人税、所得税、資産税又は消費税の部門ごとに時代の要請に応えるテーマあるいは国民の関心が高いテーマに関する調査研究を行う。

2. 学術的調査研究の成果公表

共同研究会及び租税法事例研究会の研究成果については、前者は「日税研論集」に、後者は「税務事例研究」又は機関誌「税研」に収録して発刊する。

また、編集委員会の企画に基づき寄稿された、租税制度等の研究を中心とする論稿を機関誌「税研」に収録して発刊する。

これら刊行物については、全部又はその一部についてホームページで掲載する他、研修会の教材として使用すること等により内外に広く公表するとともに、そ

の販売を促進するため、日本税理士協同組合連合会、各地域の税理士協同組合等との一層の連携強化を図る。

3. 海外の租税制度等に関する調査研究

海外の租税制度、税務行政、税理士制度、企業会計及び会社法制等に関する調査研究を進め、当該分野に係る研究水準の向上を図る。また、一般社団法人となったアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）の設立時社員の一員として同協会の運営に積極的に参画する。

II 研修事業

税に関する正しい知識の理解や習得等に資することを目的として、当センターの研究成果（論文）の理解を深めるための研修や実務に役立つタイムリーで実践的なテーマを解説する研修等を実施する。実施に当たっては、受講を希望する方であれば誰でも受講できるものとし、WEB形式を中心とする。

また、一般企業・各種団体、税理士会等が主催する租税及び会計等に関する研修会（研修事業）へ協力するため、講師の紹介及び派遣等や研究活動への助言・支援等を積極的に行う。

III 表彰事業

日税連との共催により「日税研究賞」を実施し、租税等に関する論文等を公募し、そのうち秀逸と認められる論文等を表彰することにより、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上を図る。

三 公2事業（租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する国内外の資料情報の収集並びにその公開）

図書室運営委員会において、図書室の運営、評価及び分析並びに管理・運営に係る機械化及び電子化その他図書室の有益な運営方法等について専門的な立場から改善提案するほか、租税図書室の蔵書の整備・充実を図り、より有効な図書室の活用を努めるとともに、引続き蔵書の管理及び構成等について所要の検討を行う。

また、遠隔地からの利用促進を図るためインターネット等を利用した各種サービスの充実を図り、租税制度に関する研究財団に相応しい租税専門図書室としての存在価値を高めるとともに広く一般にその存在の周知を図る。

四 公3事業（国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与するための租税に関する法令及び通達等の相談）

税務相談室については、日税連との共催により実施している「電話による無料税務

相談」について広く一般にPRすると共に、納税者にとって身近で利用しやすい相談窓口となるよう利便性の向上を図る。

また、全国から相談員の募集及び選任手続を進める。

五 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 収益事業

日税連委託に係る「登録時研修」及び「全国统一研修会」の各教材を作成する。

2. 相互扶助等事業

- (1) 税理士損害賠償の予防に資することを目的に行う「税理士職業賠償責任ゼミ」については、開催要望のあった税理士会に対する財政支援を行う。
- (2) 「税理士職業賠償責任ゼミ」DVDを作成し、税理士会へ提供する。また、DVD収録動画はホームページでの公開を行う。
- (3) 税理士の研修受講義務を支援することを目的に行う「日税研通信ゼミ」については、引き続き、利用者の利便性の一層の向上を図り税理士の研修受講の機会提供の拡大とチラシ、インターネットを利用したPRに努める。

六 賛助会員の増強

賛助会員は、当センターの財政的基盤の中核をなすものであることから、日税連、各税理士会及びその関連団体等のみならず大学、研究機関等との相互協力関係を一層深め、新規会員の加入勧奨を行うとともに既存会員の継続維持に努める。

また、新会員管理システムの運用の検証を行うとともに、引き続きデジタル化特別委員会においてHPとの連携に向けた検討を行い、会員の利便性向上に努める。

七 対外広報活動の展開と情報提供サービス充実の推進

当センターの設立趣旨及び活動の意義を広く周知し、事業活動に対する認識を深めてもらうとともに、諸事業の一層の利用促進を図ることを目的として、効果的な広報方策を検討し、情報発信及び広報活動の一層の強化に努める。

また、情報提供サービスの充実を推進するべく、重要な税務判例の解説記事をメールマガジンで配信する等、有益な情報提供に努めるとともに、「相談事例Q&A」については、適宜アップデートを行うとともに、継続的に新規事例を登載し、内容の充実を図る。

八 日税連、税理士会及びその関連団体等との連携の強化

日税連、税理士会及びその関連団体等との連携を強化し、積極的に情報交換を行う。特に、日税連及び税理士会が行う調査研究、研修、広報等の事業活動に幅広く協力す

る。

九 運営体制

1. 新公益法人制度に対応した合理的な業務と予算の執行

法令に対応した効率的な業務執行と経費削減に努め、収支の均衡がとれた公正かつ透明な運営体制を継続する。

また、諸規則見直し特別委員会において諸規則の見直しに向けた検討を行う。

2. 事務局体制

事務局職員が公益財団法人としての理念を共有し、諸規則等に則して、自主的かつ自律的に業務を行えるような体制等の確保を図り、定款に掲げる公益目的の遂行に努める。

3. 個人情報等の保護

個人情報保護の観点より、当センターが保有する個人情報について法令及び規定を遵守し、厳正にこれを取り扱う。